

1 計画策定の背景

国は「ノーマライゼーション（※p.76 参照）とリハビリテーション（※p.77 参照）の理念」に基づき、障害のある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成 15 年度から平成 24 年度までを計画期間とする新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施計画（障害者プラン）」を策定しました。

一方、少子高齢化の進展等に対応するための社会福祉基礎構造改革の中で、障害福祉サービスは、行政が必要なサービスを決定する措置制度に変えて、平成 15 年度には、障害福祉サービスについて、障がい者自身がサービスを選択する支援費制度に移行しました。さらに、平成 18 年度には、身体、知的、精神という障害の種別ごとに分かれていたサービスの仕組みを一元化し、身近な市町村の役割が重視された障害者自立支援法が施行されました。

現在、国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備を始めとする障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣に障がい者制度改革推進本部を設置し、障がい者制度改革推進会議においては、障害のある・なしにかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を基本的な考え方として、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の制定がされました。さらに障害者自立支援法に代わる新たな法律や障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等について検討が進められています。

本市では、平成 18 年度に平成 19 年度を初年度とする 10 力年計画「霧島市障がい者計画」と「障害福祉計画」を策定し、計画を推進してきました。

本計画は、これらの法整備に加え、急速な高齢化の進行に伴う身体に障害のある人の増加や発達障害、情緒障害などのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障害の増加や重度化・重複化の傾向を踏まえ、本市において障害のある・なしにかかわらず、ともに安心して暮らせる社会の実現をめざし策定しました。

参考：近年の主な法整備

1. 発達障害者支援法の成立

平成16年12月に、従来の身体障害、知的障害及び精神障害という3つの枠組みでは適切な支援が難しかった自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害のある人に対して、その定義を明らかにするとともに、発達障害を早期に発見し、生活全般にわたる支援体制の構築を図るため、「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月に施行されました。

2. 障害者雇用促進法の改正

平成17年6月に、障害のある人の雇用機会の拡大を目指し、福祉施策と雇用施策の有機的連携、精神障害のある人に対する雇用対策の強化や在宅で就業している障害のある人への支援などを内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成18年4月に施行されました。これにより、法定雇用率の算定対象に、新たに精神障害のある人が加えられました。

3. 障害者自立支援法の成立

平成17年10月に、サービスの提供主体を住民に身近な自治体である市町村に一元化するとともに、身体・知的・精神といった障害の種別に関わらず、共通の制度によりサービスを提供することなどを内容とする「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月に施行されました。（一部は平成18年10月施行）

4. 学校教育法の改正

平成18年6月に、障害のある生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」の制度化等を内容とする「学校教育法」の改正が行われ、平成19年4月に施行されました。

5. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の成立

平成18年6月に、高齢者、障害のある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が成立し、平成18年12月に施行されました。

6. 障害者基本計画の後期の重点施策実施5か年計画の策定

平成19年12月に、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）の後期の「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が策定され、「啓発・広報」、「生活支援」など8分野にわたる重点施策と達成目標が定められました。

7. 障害者の権利に関する条約の署名及び発効

平成20年5月に、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。日本は、この条約に平成19年9月に署名を行っており、国においては、条約の批准に向け、国内法の改正等の検討が進められているところです。

8. 障害者自立支援法の改正

平成22年12月に、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害のある人等の地域生活を支援するため、障害者自立支援法が改正されました。同改正において、利用者負担の見直し（応能負担を原則に）、発達障害が障害者自立支援法の対象となることの明確化、相談支援体制の強化などが規定されました。

9. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定

平成23年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。障害のある人に対する虐待の防止に係る国や自治体の責務等が定められました。

10. 障害者基本法の改正

平成23年7月に、「基本的人権の確認」を踏まえて障がい者支援の基本原則などを定めた「改正障害者基本法」が成立しました。障害のある人の就職や教育などあらゆる機会での差別を禁じた「障害者の権利条約」批准に向けた、国内法整備の第1弾と位置付けられます。

2 計画の法的位置づけ

本市では、障がい者計画及び障害福祉計画を一体として策定します。

(1) 障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労及び啓発・広報に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。

なお、障がい者計画は、保健・福祉や教育、居住環境など障害のある人に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の指針、他の保健福祉計画とも整合性を図りつつ策定します。

(2) 障害福祉計画

障害者自立支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画です。障害福祉サービス等の必要量の見込み、障害福祉サービス等の整備、人材の養成等について定めます。

なお、障害福祉計画は、障がい者計画と整合性を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要量を見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること、また、それらの提供体制の確保に関して計画します。

3 計画の期間

(1) 障がい者計画

障がい者計画は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間としています。平成23年度は計画の中間年度であり、また障害福祉計画の見直し年度でもあることから、各取組の進捗等を踏まえ、計画の見直しを図りました。

(2) 障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者自立支援法において、3年を1期として作成することとされています。第3期計画は平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

4 計画の策定体制

本市における計画策定体制は以下の図に示すとおりです。霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）によって各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に提出するための計画案を作成しました。

協議会は、保健・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長、市民代表等により構成し、委員会にて作成された計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定しました。

